

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案（案） 新旧対照表（下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 その他の一般無線局</p> <p>(1)～(20) （略）</p> <p><u>(21) 無人移動体画像伝送システムに使用する陸上移動局及び携帯局</u> <u>無人移動体画像伝送システムの無線局の審査は、次の基準により</u> <u>行う。</u></p> <p><u>ア 免許主体</u> <u>自動的に又は遠隔操作により動作する移動体を用いて画像伝</u> <u>送（産業の用に供するものに限る。）を行う者であること。</u></p> <p><u>イ 開設の条件</u></p> <p><u>(イ) 無線局は、陸上、海上若しくは上空を移動中又はその特定し</u> <u>ない地点に停止中に運用するものであること。</u></p> <p><u>(ロ) 主として画像伝送を行うための無線通信（当該無線局を設置</u> <u>する移動体の制御を行うための無線通信を含む。）を行うもの</u> <u>であること。</u></p> <p><u>ウ 通信事項</u> <u>申請者が所掌事務等を遂行するために必要かつ適切なもの又</u> <u>は一般業務用通信に関する事項であること。</u></p> <p><u>エ 通信の相手方</u></p> <p><u>(イ) 陸上移動局にあっては、免許人所属の陸上移動局又は受信設</u></p>	<p>別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第 1 （略）</p> <p>第 2 陸上関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 その他の一般無線局</p> <p>(1)～(20) （略）</p>

備であること。

(イ) 携帯局にあっては、免許人所属の携帯局又は受信設備であること。

オ 周波数

指定する周波数は、169MHz 帯、2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯のうち別表 1 に定める範囲内のものであること。

カ 占有周波数帯幅

占有周波数帯幅は、無線局の開設の目的を達成するために必要な伝送速度からみて合理的かつ必要最小限のものであること。

キ 無線設備の条件

設備規則第 49 条の 33 の規定に適合するものであること。

ク 空中線電力

(イ) 空中線電力は 1 W を上限とし、無線局の開設の目的を達成するために必要最小限の空中線電力であること。この場合において、等価等方輻射電力は設備規則第 49 条の 33 の規定に適合するものであること。

(イ) (イ)の規定にかかわらず、169MHz 帯の周波数の電波を使用する無線局であって、上空で使用するものについては、空中線電力は原則として 10mW 以下かつ等価等方輻射電力は 15.12dBm (1mW を 0dBm とする。) 以下であること。ただし、災害時における使用その他特に必要が認められる場合には、この限りでない。

ケ 移動範囲

無線局の開設の目的を達成するために必要な区域とする。

コ 混信保護

同一周波数帯の電波を使用する他の無人移動体画像伝送システムの無線局その他の無線局との混信防止のための運用調整に関する資料が提出されていること。

サ その他の事項

航空法その他の法令に抵触せずに運用する旨が事項書等において記載されていること。

4 (略)

第3～第5 (略)

4 (略)

第3～第5 (略)